

諫早商工会議所WEBサイトバナー広告の掲載に関する規定

(目的)

第1条 諫早商工会議所(以下「当所」という)は当所ホームページ「いさはやWEB情報室」(以下「当所WEBサイト」という)へのバナー広告等を掲載するにあたって、その条件および制限について規定する。

(対象)

第2条 広告の掲載を行うことができるものは、基本会費額以上の会費を負担する当所会員および当所が適当と認める公的機関とする。ただし、会員以外のもので当所が特に認めるものは別途料金を徴収して掲載することができる。

(広告の種類)

第3条 掲載する広告の種類は、一般広告、情報広告、包括広告の3種類とし、掲載する場所や形態によってフォームA、フォームB、フォームC、フォームDおよびフォームEの5段階の料金設定を行う

(1)一般広告とは通常の企業経営や商品紹介等の広告とし、掲載内容は原則として掲載者の自由とする。

(2)情報紹介広告とは当所サイト上の企業の紹介コーナーに当所の指定した様式に従って掲載するもので、掲載者の責任でその内容を随時変更するものとする。

(3)包括広告とは、主に会員で組織する組合等が包括的に広告を掲載し、当該組合等の責任でWEB上でリンクして個別企業の広告を行うものとする。

(掲載する場所)

第4条 広告を掲載する場所は、別表1に規定する。

(広告の形態)

第5条 広告の形態は、別表2に規定する。

(広告の内容および責任の所在)

第6条 広告の内容は原則として自由とする。ただし掲載内容に関する諸問題の責任はすべて広告主が負うものとし、当所は掲載内容について適当でない判断した場合は、すみやかに内容を変更するよう勧告することができる。

(広告掲載期間)

第7条 広告掲載期間は6ヶ月間を単位とし、毎年4月1日および10月1日を期間開始日とする。ただし期間の途中で掲載を開始または終了する場合は直近の期間開始日または終了日までの月割り期間をもって料金を計算するものとする。

(広告料金)

第8条 (1)広告料金は別表3に規定する。

(2)広告料金は、原則として掲載開始日の前日までに当所の指定する方法で納入するものとする。

(公序良俗違反または規定違反)

第9条 当所は広告の内容もしくは掲載事業所の事業活動が公の秩序と善良なる風俗を乱す恐れがあると判断した場合、または本規定に違反した場合は、事前の予告なくその広告の掲載を取り消すことができる。この場合徴収した広告料金は返戻しないものとする。

(リンク)

第10条 広告を掲載するものは、当所WEBサイトに掲載する広告の中に自社のサイトもしくは関連するサイトへのリンクを自由に行うことができる。ただし他のサイトへのリンクを行う場合は事前にリンク先の同意を受けておかなければならない。

(規約および別表の変更)

第11条 本規定のうち第3条から第8条および別表についての変更は、状況に応じて会頭の承認を得た上で変更することができる。

付 則

(定義事項)

第1条 (1)基本会費額は、法人会員は年額24,000円、個人会員は年額15,000円とする。

(2)公的機関とは、国、長崎県、諫早市またはその外郭団体のほか主に会員で組織する組合等をいう

(施行期日)

第2条 本規定は平成18年1月4日から施行する。

付 則

1 第3条(広告の種類)及び別表1から別表4の改訂は平成18年2月28日から施行する。

別表 1

(掲載する場所)	
フォームA	当所WEBサイトのトップページ
フォームB	原則として当所WEBサイトの2ページ目以降
フォームC	
フォームD	コンテンツの結果として表示されるページ
フォームE	

別表 2

(広告の形態)	
フォームA	原則としてバナー広告とし、30コマを限度にランダムに表示する
フォームB	当所が指定する様式に従って表示するバナー広告
フォームC	当所が指定する様式に従って表示するテキスト広告
フォームD	当所が指定する様式に従って表示するコンテンツ広告
フォームE	当所が指定する様式に従って表示するレンタル枠広告

別表 3

(広告料金)	1コマあたり 1月につき	会員および公的機関	会員以外
一般広告 フォームA(一般A)		1万円	3万円
一般広告 フォームB(一般B)		5千円	2万円
一般広告 フォームC(一般C)		3千円	1万円
情報広告 フォームD(情報D)		5千円	2万円
情報広告 フォームE(レンタルE)		5千円	2万円
情報広告 フォームE(セットE)		無料	無料
包括広告 フォームA(包括A)		3万円	-
包括広告 フォームB(包括B)		2万円	-

やむを得ない場合に限り日割計算とする

1企業で2コマ以上の広告を行う場合は料金を割り引くことができる

セットEはA広告を掲載する広告主が併せて掲載する1コマ目のフォームE広告

包括広告にリンクして掲載される広告数が一定数を超える場合は割増料金とする

別表 4

割引システム(会員および公的機関に限る)

A広告を行う場合(セットEを除いたコマ数)	1コマあたりの金額
1コマ目のA広告	1万円
2コマ目のA広告(A広告は併せて2コマまで)	5千円
B、DまたはE広告2コマまで	3千円
B、DまたはE広告の3コマ目から	1千円
B、DまたはE広告が1コマ以上のとき、C広告	1千円
C広告のみのとき、C広告2コマまで	2千円
C広告のみのとき、C広告3コマ目から	1千円
A広告は行わずB、DまたはE広告を行う場合	1コマあたりの金額
1コマ目のB、DまたはE広告	5千円
2コマ目のB、DまたはE広告	3千円
3コマ目のB、DまたはE広告	2千円
B、DまたはE広告の4コマ目から	1千円
C広告2コマまで	2千円
C広告3コマ目から	1千円
C広告のみを行う場合	1コマあたりの金額
1コマ目のC広告	3千円
2~3コマ目のC広告	2千円
C広告4コマ目から	1千円